

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 7 月 7 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700053号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700012号

第1 結論

平成19年12月から平成23年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月から平成23年11月まで

私は、時期は分からないが、私の元妻が入院していたA病院に見舞いに行った際、元妻から、私の請求期間に係る国民年金保険料をB駅前のC銀行の窓口で納付していたことを聞いた。元妻が請求期間の保険料を納付していたはずなので、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の元妻が請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行っていたはずであると主張している。

しかしながら、請求期間における年齢が60歳以降となる請求者が国民年金保険料を納付するためには、国民年金の任意加入手続を行う必要があり、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされているところ、オンライン記録及び戸籍の全部事項証明により、請求者の元妻は、請求期間より前の平成13年に亡くなっていることが確認でき、請求者の請求期間に係る国民年金の任意加入手続及び保険料納付を行うことができないことから、請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号に係る国民年金被保険者記録には、請求者が60歳以降に被保険者となった記録はなく、請求期間については、国民年金に未加入であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行った結果、請求者に別の基礎年金番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。